

災害時の保健医療活動に係る用語集

	用語	よみ	説明
1	I C S	あいしーえず	Incident Command System。米国で開発された災害現場等における標準化されたマネジメント・システムで、参集人員等により、平時とは異なる臨時の組織等を、柔軟に立ち上げ、指揮・命令系統を確立するもの。
2	E R U	いーあーるゆー	Emergency Response Unit。「緊急対応ユニット」といい、日本赤十字社が被災現場での医療救護を行うための機材のこと。
3	E M I S	いーみす	Emergency Medical Information System。広域災害・救急医療情報システム。災害発生時に各医療機関等が稼働状況、医師等の状況、ライフラインの確保、医薬品等の備蓄状況等を E M I S に入力し、医療・救護に関する各種情報を集約するためのシステム。
4	AMAT	えーまっと	All Japan Hospital Medical Assistance Team。公益社団法人 全日本病院医療支援班。収集した医療ニーズを踏まえて病院支援、避難所の巡回診療、医療救護所における活動、災害時要援護者に対する被災地以外への医療搬送、多様な医療支援班等との連携を行う。
5	S C U	えすしーゆー	Staging Care Unit。航空搬送拠点臨時医療施設。航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して都道府県により設置されるもの。
6	クロノ (クロノジー)	くろのろ (くろのろじー)	時系列に情報を書き出した一覧表のこと。原則として、入手した情報等について、すべて書き出すことが必要。クロノロに書き出された情報のうち、優先的に対応すべき事項については、別途ToDoリストに書き出すなどにより整理を行い、適切に進捗管理を行うことが必要。
7	広域医療搬送	こういきりようはんそう	国が各機関の協力の下、自衛隊機等の航空機を用いて、対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。
8	災害医療コーディネーター	さいがいにりようこーでいねーたー	被災地における医療ニーズ等の把握・分析を行い、救護班や各種医療支援チームの派遣調整等を行う。保健医療調整本部に配置となる本部災害医療コーディネーターは、県全体に係る調整業務を担い保健医療調整本部における医療ニーズへの対応方針（案）を作成するにあたり、助言・調整を行う。保健医療現地調整本部に配置となる地域災害医療コーディネーターは、保健医療圏に係る調整業務を担う。
9	災害拠点精神科病院	さいがいきよてんせいしんかびょういん	災害拠点病院と類似の機能を有する精神科病院で、災害発生時における精神科患者の受け入れや、精神症状の安定化等を行う。
10	災害拠点病院	さいがいきよてんびょういん	災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの患者の受け入れ、広域医療搬送に係る対応等を行う。基幹災害拠点病院は全県を単位に県内の中心的な役割、地域災害拠点病院は二次保健医療圏の中核的な役割を担う。
11	災害時小児周産期リエゾン	さいがいにじしやうにしゅうさんきりえぞん	災害医療コーディネーターのサポートとして、搬送が必要な小児・妊産婦の情報を収集し、被災地外の適切な医療機関への搬送をコーディネートする。
12	災害福祉コーディネーター	さいがいにふくしこーでいねーたー	保健医療調整本部における保健ニーズ（福祉ニーズを含む）への対応方針（案）を作成するにあたり、助言・調整を行うこととしている統括 D H E A T のサポートとして、福祉分野のコーディネートを行う。福祉分野に精通している県社会福祉協議会の職員等が担うことを想定しているもの。
13	3T	さんていー (すりーていー)	Triage (トリアージ)、Treatment (治療)、Transportation (搬送) の頭文字をとったもので、災害初動時における医療活動の基本。

災害時の保健医療活動に係る用語集

	用語	よみ	説明
14	C S C A	しーえすしーえー	<ul style="list-style-type: none"> ・Command & Control (指揮命令系統の確立) ・Safety (安全確保) ・Communication (情報収集と伝達) ・Assessment (評価) の頭文字をとったもので、災害時の初動対応の原則のこと。
15	J - S P E E D	じえいすぴーど	Japan-Surveillance in Post Extreme Emergencies and Disasters。災害時診療概況報告システム。フィリピン保健省とWHOが共同開発したSPEED (Surveillance in Post Extreme Emergencies and Disasters) の日本版SPEED (J-SPEED) のこと。DPATを含む医療救護班等の活動場所毎の年齢、性別、発熱、傷、ストレス症状の有無 (2-81頁「災害診療記録」下欄26項目) など疾病集計等の情報共有ツール。
16	J D A T	じえいだつと	日本歯科医師会チームの仮称。災害発生時の緊急災害歯科医療や、避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援する。
17	J D A - D A T	じえいでいーえーだつと	Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team。日本栄養士会災害支援チーム。日本国内外で大規模な地震、台風等の自然災害が発生した場合に、迅速に被災地内の医療・福祉・行政栄養部門等と協力して緊急栄養補給物資等の支援を行う。
18	J M A T	じえいまつと	Japan Medical Association Team。日本医師会により組織される「災害医療チーム」のこと。被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療の再生を支援する。
19	J R A T	じえいらつと	Japan Rehabilitation Assistance Team。大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会。災害発生時に避難所の環境整備及び要配慮などの生活不活発病予防など早期からの自立生活再建、復興を目指して支援を行う。
20	市町村保健師チーム先遣隊	しちようそんほけんしちーむせんけんたい	急性期において、被災市町村が全体の保健医療ニーズを迅速に把握できるよう、「避難所情報日報 (青森県版)」を活用し、避難所における保健医療ニーズの把握を目的に活動する県内市町村保健師チームのこと。
21	スフィア基準	すふいあきじゆん	スフィアプロジェクトと呼ばれる国際的なプロジェクトにより「スフィアハンドブック」にまとめられた「人道憲章の枠組みに基づき、生命を守るための主要な分野における最低限満たされるべき基準」のこと。避難所運営ガイドライン (内閣府) において、「避難所の質の向上」を考えると参考にすべき国際基準とされているもの。青森県では、避難所情報日報【青森県版】において、定量的な評価指標として活用している。 <参考> 避難所情報日報【青森県版】に活用しているスフィア基準 <ul style="list-style-type: none"> ・避難者1人あたりの面積 ; 3.5m²/人 ・水道蛇口数 ; 1個/250人 ・生活用水 ; 6 L/日/人 ・飲料水 ; 3L/日/人 ・トイレ ; 1箇所/50人
22	地域医療搬送	ちいきりようはんそう	被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送であって、広域医療搬送以外のものをいう。
23	d E R U	でいーいーあーるゆー	domestic Emergency Response Unit。日本赤十字社が被災現場での医療救護を行うための機材である「国内型緊急対応ユニット」のこと。つまりERUの国内用のもの。
24	D C A T	でいーきやつと	Disaster Care Assistance Team。災害福祉支援チーム。福祉・介護等の専門職員等により構成され、避難所において、避難者の福祉ニーズ把握、要配慮者のスクリーニング、要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援等を行う。

災害時の保健医療活動に係る用語集

	用語	よみ	説明
25	D P A T	でいーぱつと	Disaster Psychiatric Assistance Team. 災害派遣精神医療チーム。災害発生時における精神保健医療機能の一時的な低下や、災害ストレスに対応するため、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う医療チームのこと。
26	D H E A T	でいーひーと	Disaster Health Emergency Assistance Team. 都道府県及び政令指定都市の職員によって組織される災害時健康危機管理支援チーム。被災した地方公共団体の災害対策本部保健医療部門等の指揮調整機能（マネジメント）の応援を行う。
27	D M A T	でいーまつと	Disaster Medical Assistance Team. 災害派遣医療チーム。被災者の命を守るため、災害発生直後の急性期に被災地に迅速に駆けつけ、救急医療活動を行う医療チームのこと。
28	D M A T 活動拠点本部	でいーまつとかつどうきよてんほんぶ	参集した D M A T の指揮及び調整等を行う。災害拠点病院等から適当な場所を選定し、必要に応じて複数箇所設置する。
29	D M A T 都道府県調整本部	でいーまつとどうふけんちようせいほんぶ	都道府県内等で活動するすべての D M A T の指揮及び調整等を行う。
30	D M A T ロジスティックチーム	でいーまつとろじすていつくちーむ	D M A T 都道府県調整本部等の本部業務において、統括 D M A T をサポートする。主に病院支援や情報収集等のロジスティクスを専門とした活動を行う。
31	統括 D M A T	とうかつでいーまつと	災害時に各 D M A T 本部の責任者として活動する資格を有する。また、通常時においては、D M A T 登録者への訓練、D M A T に関する研修、都道府県等の災害医療体制に関する助言等を行う。
32	統括 D H E A T	とうかつでいーひーと	青森県では、被災地域以外の県保健所長のうち、県内 D H E A T の中で統括的な立場にあるものを県健康福祉部長が指名し、統括 D H E A T として保健医療調整本部に配置することとしている。統括 D H E A T は、必要に応じて、保健医療調整本部及び保健医療現地調整本部等への D H E A T の配置調整を行う他、保健医療調整本部における保健ニーズ（福祉ニーズを含む）への対応方針（案）を作成するにあたり、助言・調整を行う。
33	ドクターヘリ	どくたーへり	都道府県等の救急医療政策の一環として運用されている医師及び看護師又は救急救命士を搭乗させたヘリコプターである。災害時には、必要に応じて D M A T の活動支援にも活用することができる。
34	トリアージ	とりあーじ	負傷度による負傷者の選別。
35	日赤救護本部	にっせききゆうごほんぶ	災害時に日本赤十字社青森県支部に設置され、保健医療調整本部に配置される日赤救護班等の活動を調整する本部。保健医療調整本部の日赤救護本部長リエゾンとなる日赤災害医療コーディネーターチームが、日赤救護班、日赤こころのケア班の連絡調整等を行う。
36	保健医療活動チーム	ほけんいりようかつどうちーむ	災害時に保健医療分野の支援活動を行う専門的なチーム。災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム等
37	保健医療現地調整本部	ほけんいりようげんちようせいほんぶ	災害時の保健医療活動の現地における調整を行うための本部。青森県においては、「青森県保健医療現地調整本部設置要綱」に基づき、青森県保健医療調整本部が設置された場合で、青森県保健医療調整本部長が必要と認めるときに、被災市町村を所管する地域県民局地域健康福祉部保健総室（県保健所）に設置する。

災害時の保健医療活動に係る用語集

	用語	よみ	説明
38	保健医療調整本部	ほけんいりようちようせいほんぶ	災害時の保健医療活動の総合調整を行うための本部。青森県においては、「青森県保健医療調整本部設置要綱」に基づき、県災害対策本部が設置された場合で、知事が必要と認めるときに、県健康福祉部に設置する（配置は災害対策本部室等）。保健医療調整本部は、医療ニーズについては、本部災害医療コーディネーター、保健ニーズ（福祉ニーズを含む）については、統括DHEATの助言等を踏まえ、対応方針（案）を作成する。また、健康福祉部内の各班は、保健医療調整本部で作成した対応方針（案）を踏まえ、対応方針を決定し、応急対策業務を遂行することとしている。
39	MATTS	まつつ	EMIS上に搭載されている医療搬送患者の把握と追跡を可能にするプログラム（Medical Air Transport Tracking System）。
40	リエゾン	りえぞん	フランス語で「つなぐ、橋渡し」という意味。災害時に、県や市町村の災害対策本部等へ情報収集、連絡要員として配置される職員。
41	ロジスティクス	ろじすていくす	保健医療活動チームの活動・調整に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等を確保することをいう。保健医療活動チームの活動・調整に必要な連絡、調整、情報収集の業務等も含む。